

電子取引と知的財産権

Electronic Commerce and Intellectual Property Rights

*
北 川 善太郎
Zentarō KITAGAWA

抄録 インターネットのビジネス利用として、著作権に関する電子取引つまり電子著作権管理システムに関する市場モデルであるコピー・マートについて概要を紹介し、コピー・マートの特許情報システムへの応用可能性を示唆する。

1. まえがき

インターネットの普及とともに知的財産権が関係するビジネスの世界にどのように変わりつつあるかは魅力あるテーマである。本稿はそうした広い視野を念頭におきながら論点をしぼって「電子取引と知的財産権」について考えてみよう。

まず、インターネット一般について体験も織り交ぜながら述べる。次に、インターネットと知的財産権に触れた後、最近関心が高まっているいわゆるコピー・プロテクト技術問題について新しい見方を提示したい。その上でデジタル著作権の流通にかかわる電子取引、とりわけ電子著作権管理システムの最近の動向を紹介する。最後にかかるシステムのモデルとして私が提言してきた「コピー・マート」とその応用分野に言及する。

2. インターネット

ここ数年の間にインターネットは急速に我が国で普及してきた。私は1995年に「インターネットと法情報」と題して講義をする機会があっ

たが、その頃はアメリカやEUのものに比べると我が国のホーム・ページは情報量についても内容の点でも物足りない感じがした。だが、その後我が国のホーム・ページの充実ぶりはめざましい。たしかにかなり改善されているものの政府関係の一次資料や研究機関の学術情報に関してはまだ外国との格差が感じられる。政府関係についていえば情報に対する彼我の考え方の相違による点もあるいは関わっているように思われる⁽¹⁾。研究機関については特定の研究者ベースのホーム・ページが多く、分野別にまとまった学術情報として誇れるものには手が届いていないためである。これは我が国の学術研究体制の研究補助システムが不備なことと関わっているので早急な改善は当分期待できそうにない。それはそうとしても、我が国でもサイバー社会

* 名城大学法学部教授
国際高等研究所副所長
比較法研究センター理事長
Professor of law, Meijo University ;
Vice-Director, International Institute for Advanced
Chief Director, Kyoto Comparative Law Center
(原稿受領：1998.1.5)

でインターネットビジネスが近いうちに展開する環境が整ってきたといえる。

振り返ってみると、私にとってインターネットで提供される国際機関や外国政府の一次資料、そして外国大学の学術情報は極めて貴重であった。大学の図書館で容易に手に入らないような一次資料（例えば、アメリカやEUの政府委員会の発表した報告書）を発表後まもなくインターネットで発見し研究や教育に活用できた。また予想外のホーム・ページで思わぬ新鮮な学術情報に接することが少なくなかった。とりわけ立法動向、法律問題の速報、紛争事例や判決、一部の法律論文が、パソコンの画面に次々と現れ、かつそのコピーがプリンターから出てくるのである。書店で書物を購入し、図書館で文献を借り出し必要部分をコピーすることがパソコンでその場でできてしまうのである。かつては論文や判決を手書きでノートにとっていた時代のこととは別にしても（同じ判決のメモを何回作成したことか！）、コピー機器の発達で資料収集作成はかなり軽減されたものの図書館で求める文献が種々の事情で入手し難くなっている我が国の学術情報環境（特に新しい学術雑誌は予算の関係から購入を断念せざるを得ないことが多い）では、インターネットは情報資源の宝庫のように映った。もちろんインターネット情報は質の面で低水準であることがむしろ圧倒的に多いし、本当に求めている学術情報が存在し入手可能であるという保証はない。これはインターネット情報の問題点であり、しばしば指摘されている通りである。しかしそれを割り引いても、サイバースペースといわれる新しい情報空間では自分のパソコンから膨大な量の情報が検索できかつ手に入ることは率直に言って驚きであった。

本論考のテーマとの関係で一言触れると、我が国のインターネット環境整備が一足遅れたこ

ともあり、インターネットとそれによって開かれたサイバースペースに関心もたれたのは情報資源としての側面よりもむしろインターネットでいかにビジネスを立ち上げるかであったという言い過ぎであろうか。例えば、当初、我が国の電子取引（electronic commerce：LC）構想は既存のビジネスである商品取引やサービス取引をサイバー社会で行うことが試みの中心であった。すでに市場がある従来からの商品やサービス取引を電子化することが電子取引で企画される傾向にあった。サイバー社会における情報を観察しそこから新しいビジネスを創出することは必ずしもその目的ではなかった。電子マネーの導入実験では従来型の商品・サービス取引を舞台にした試行錯誤をインターネットで繰り返すことは必要であるとはいえようが、それにしてもサイバースペースにおける膨大な情報の存在意義とその流通を真正面にすえたインターネットビジネス論議がもう少しあってもよかったと思う。

さて、インターネットがもたらしつつある変動が、文明史的な改革か、エネルギーや素材革命に匹敵する産業革命の一段階か、電子機器という新しい道具が誕生した技術革新なのかについて見方が分かれている。いずれにしてもこの変動の主役はデジタル技術である。次々と繰り出される革新的な技術はとどまるところを知らず、我々に輝かしい未来社会を約束してくれそうである。それとともに技術革新をめぐる企業間の競争はますます激化し、市場の覇者たらんとして企業戦略が戦わされている。こうした激しい競争のなかでデジタル技術開発に一段と拍車がかかることになろう。

数年前からマスコミは、当初マルチメディアに始まり現在はデジタル技術やビジネスに関するニュースは毎日のごとく流している。それを見ていると、マルチメディアであれデジタル技

術であれまだ明確な像を結ぶには到っていないにしても未来技術や未来ビジネスにつながるものへの熱い期待がそこに渦巻いているようである。

3. インターネットと知的財産

次に、インターネットやその技術基盤であるデジタル技術と知的財産との関わりについて簡単に考えてみたい。知的財産には幾多の種類があるが、以下では特許と著作権を取り上げた⁽²⁾。

特許権にとってのインターネットやデジタル技術はどのような意味を持っているか。すぐ後で述べる著作権に対する影響と対比して気が付くのは、新しい技術分野として多方面で技術開発が進み特許発明を産み出し技術革新を促進しているのがインターネットなりデジタル技術であるという観点である。これは当然といえば当然であるが、そこでは特許制度はインターネットなりデジタル技術の拠り所となっている。例えば、いわゆるヴァーチャル・リアリティ技術（VR 技術）や画像処理技術、システム LSI、ネット家電の「窓」としての PDP（プラズマディスプレイパネル）等はインターネット関連で注目を集めている技術である。また、特許情報提供に関してインターネット活用が検討されている。すなわち、研究開発・技術開発を推進し、またアジア太平洋経済協力会議（APEC）諸国等の要請に応えるために我が国の特許情報をインターネットで積極的に提供し、提供条件として現行の著作権料方式を止めて、アメリカやヨーロッパの特許庁と同様にマージナルコスト（データ複製費、データ収納ディスク費、送料等）方式にすること等がそうである⁽³⁾。

これと対照的であるのが著作権である。しかもここで目につくのは、インターネットやデジタル技術関連のビジネスを取り上げるマスコミ

の論調にも反映しているが、どちらかといえば著作権がビジネスにとり障害物であるかのように受け止められているという点である。

例えば放送番組の二次的利用において著作権問題は克服困難な壁である。せっかくの好番組を DVD に入れて販売することが著作権処理が容易でないためにビジネスに直結していかないのである。また、デジタル複製を可能にする DAT 技術のように技術的には優れたものが著作権侵害を助長しかねないということで私的使用目的で一回限りのデジタル複製ができる技術に圧縮されてビジネスが許されることになった⁽⁴⁾。その技術が著作権の障害がなければ巨額の市場製品となりえた技術であったかも知れないことを考えると著作権問題の重大性と深刻さが理解できよう。

以上のように見てくると、インターネットやデジタル技術の知的財産問題といえば著作権問題をまず考えるのが大方の反応である。

4. いわゆる技術的プロテクト問題

しかしかかる流れのなかでデジタル技術と著作権の関係に対して新しい動きが見られる。その契機になったのが1996年末に成立を見た WIPO 著作権新条約である。同条約は著作権制度のデジタル技術対応を課題（“Digital Agenda”と言われる）としていた。マルチメディア問題の核心となるのはデジタル技術であることからデジタル著作権法制の確立が意図されたのである。またインターネットはデジタル技術と不可分の関係にあるので、この新条約はインターネット条約ともいわれることがある。同条約に署名した諸国は目下その国内法化を鋭意進めているところであり、我が国でも一部の立法化が終わり改正著作権法（平9，法86号）が平成10年1月1日から試行された⁽⁵⁾。

さらに WIPO 新条約は、これがここでの問題

に直接関係するのであるが、著作権の行使を有効にするための技術的措置 (technological measures) を保護し (WIPO Copyright Treaty 11条), 電子的権利管理情報を改ざんすることを禁じている (同12条)。この技術的措置規定については目下著作権審議会で集中した検討がなされているところである。

さて、これらの技術的措置規定の意味をどのように解するのか。そうした規定により著作権保護が強化され、その結果、一見するとビジネスの新展開にとって著作権の壁が一段と高められたように見えるかも知れない。著作権は技術的に保護されることでビジネスがやりにくくなるという見方である。果たしてそうであるのかをここで検討してみたい。

デジタル技術が支配するインターネットにおいて、著作物の存在はいわば裸の形である。従来の著作物の流通が書籍やレコードのような有体物の衣を借りてなされていたが、デジタル化された著作物は無体物そのものがインターネットで流通することになる。言語であれ音楽であれ映像であれ、著作物がすべて「0」か「1」の記号で記述されている。そのために著作物相互の区別がつかなくなったわけではない。その基底にあるソフトウェアによりそれぞれの著作物は相互に区別され存在しているからである。その限りで言語の著作物も音楽の著作物も映画の著作物も著作物としてのまとまりを失っていない。ただインターネットの世界ではそうした著作物は従来のように本、レコード、映画フィルムのような有体物に化体して流通するわけにはいかない。もちろんデジタル著作物がそのままでもインターネットで流通することはできるが、そのままであれば自由にアクセスできるのでその利用も容易である、つまり、簡単にデジタル複製ができてしまう。そこでそうした裸のデジタル著作物に暗号や電子透かしのような

技術的措置が施される結果、デジタル著作物がインターネット上で「流通適性」をもつ存在形態を獲得することになったのである。⁽⁶⁾

このように考えると、一見したところ「コピープロテクト」といわれてきたように不正コピーを保護する「技術的制限」のようであるが、実はデジタル著作物そのものが他のデジタル著作物から区別されて流通するための「技術的措置」である。

5. 電子取引と電子著作権管理システム

デジタル著作物が技術的措置を伴うことにより流通適性をもつにいたったとして、デジタル著作物をインターネット上で流通させてビジネスを展開するにはそのための法的ツールが必要である。それはいうまでもなく契約制度である。ここで電子取引が登場する。電子取引はデジタル技術をベースにしたインターネットで活躍する契約である。⁽⁷⁾ 電子取引は周知の通り1995年ブラッセルで開発されたG-7「情報サミット」以来脚光を浴びることになった。そこで揚げられた11パイロットプロジェクトのうち「中小企業のためのグローバル市場 (A Global Marketplace for SME's)」プロジェクトの一テーマとして電子取引 (electronic commerce: EC) が登場してくるのである。⁽⁸⁾

これを受けて、1997年4月ボンにおいてEU委員会主催で第1回「G7プロジェクト：中小企業のための市場」会議が開催されたが、電子取引も幾つかの分科会で討議されていた。⁽⁹⁾ 今後ますます電子取引については多方面からの討議が重られるであろう。

ここでいう電子取引 (あるいは電子商取引) は、一応「物理的な交換や直接的物理的な接触によらないで当事者がその形式を問わず電子的に交信するビジネス取引」とする。この意味の

電子取引はその対象がきわめて広範であり有体物・無体物の取引からサービス、情報取引に及ぶものである。したがって法的には種々の契約類型を包含している。いずれも契約の現実類型⁰¹と考えるが、その立ち入った検討は別に譲りたい。

6. 電子著作権管理システムとしてのコピー・マーケット

さて本論考の関心は知的財産とりわけ著作権が対象となる電子取引であるが、前述したボン会議の分科会「電子著作権管理システム」(electronic copyright management system: ECMS) がそれを取り上げた。ヨーロッパ、オーストラリアの報告があり、日本からは私が著作権市場モデルを提唱する「コピー・マーケット」について報告した。私は1990年前後からこのコピー・マーケット論を折に触れて発表してきたが、1996年あたりからEU委員会が助成するプロジェクトである ESPRIT との交流を通じて、「電子著作権管理システム」の一つのビジネスモデルであるとされて、ボン会議で報告する機会が与えられた。種々の電子著作権管理システムについては別に取り上げるとして、ここではコピー・マーケットの概要に触れることにしたい。

コピー・マーケットでは、権利者により著作権データが登録され、かつ、ライセンス条件が提示される。さらに、それは、著作物のコピーを入手できる取引の「場」、つまり市場である。コピー・マーケットはデジタルデータ市場でありそこで大量の著作権データが登録され著作物の取引がされるが、別に巨大な建物があるわけではない。この著作権市場は合意・契約による社会システムである。また、それは権利登録システムであり、複製に対する代金回収・権利者への支払システム、コピーの配布をオン・ラインとする送信システムである。コピー・マーケットは2種のデ

ータベースから構成される。一つは、著作権マーケットであり、他は著作物マーケットである。コピー・マーケットはシステム全体を指し、著作権マーケットは著作権データが登録されているデータベース、著作物マーケットは著作物・作品が収納されているデータベースのことである。

著作権マーケットと著作物マーケットを統合するコピー・マーケットは、その構築者（これには種々の事業者が考えられる）が管理・運営する情報サービスであり、著作権情報が登録されその取引が関係者間の交渉で自由に取引できる著作権取引のためのシステムである。このシステムの法的性質はいわゆるシステム契約である。

このシステム契約において、著作者はコピー・マーケットに自己の著作権を登録し希望する取引条件を提示しておけば、利用者が登録著作物の複製をコピー・マーケットから入手すればそれと同時に自己の口座にライセンス料が振り込まれるので、私権としての著作権の権利実現が取引毎に保証されている。また、利用者は、コピー・マーケットで各種の著作権情報を検索し、各著作物の複製が即時に入手できる。また、マルチメディア作品の制作を企画するさいに、マルチメディア制作に占める著作権コストの見積りができる。さらに、その価格について権利者との直接交渉がコピー・マーケットで電子的に可能である。

コピー・マーケットによりデジタル著作物が著作権をビルトインしてサイバー社会で流通することが可能になる。そこにデジタル技術が著作権と共生している著作権内在型の社会が出現する。

7. あとがき—応用課題としての特許情報システム

コピー・マーケットでは著作権をビルトインして著作物が流通しているが、これからのサイバー社会のビジネスとしてコピー・マーケットを応用し

て新旧おり混ぜて多種多様なものが考えられる(例えば、電子図書館、電子美術館、電子大学等。ここではコピー・マートの特許情報システムへの応用、言い換えれば、特許情報のコピー・マート化について箇条書き程度に触れて小論を終わりたい。

特許情報のコピー・マート化というテーマを考えると、特許情報のなかで著作物のみを対象にしても利用価値の低い部分的な情報しか集まらないことになる。これに対して、公開されている特許権情報のデータベースだけでも実用性が低いであろう。したがって、特許情報のコピー・マートは著作物である特許情報を軸にした多機能型になるであろう。そこには、科学技術情報のネットワークサービス、特許情報の収集評価の専門サービス、特許等知的財産のライセンスを扱う権利ビジネス、知的財産取得管理サービス等が統合されることになろう。それぞれについてなお考えるべき点が多いがAPEC問題への展開も含みこうした方向への応用可能性が見えてきたと思う。

注)

- (1) これは我が法制におけるプライバシー保護や情報公開制の立ち遅れとも基底でつながっているように思われる。もっともこの点は改めて立ち入った検討を要する問題である。
- (2) 商標関係では、Dan Burk, Trademarks Along the Infobahn A First Look at the Emerging Law of Cybermarks, I U. Richmond Journal of Law and Technology 1 (1995) in : <http://www.urich.edu/~jolt/viil/burk.html>. 現在ホットな法律問題は、インターネットのアドレスである Domain Name をめぐる紛争とその解決問題である。例えば、Carl Oppedahl, Remedies in Domain Name Lawsuits in : <http://www.patents.com/pubs/>参照。また、A CHRONOLOGY OF DOMAIN NAME DISPUTES With Links to Over350

Online References and Articles in : http://www.domains.org/disputes_chronology.html ; 「ドメイン名をめぐる議論・意見表明のサイトのリンク集」 <http://www3.big.or.jp/~kamao/do/dispute/giron.htm#> が参考になる。この紛争解決にあたる機関としてWIPO仲裁調停センターが出てきているのが注目される：“Internet Domain Name Disputes” (Memorandum of the International bureau, WIPO ARBITRATION AND MEDIATION COUNCIL, Fourth Meeting (Geneva, October 23, 1997), AEB/AC/97/4.

- (3) 「第18回工業所有権審議会情報部会について」(平9年5月13日) (<http://www.jpo-miti.go.jp/patent/8h/bukai18.html>)。
- (4) アメリカ著作権法1002条は、SCMS (Serial Copy Management System) に適合していないデジタル・オーディオ録音装置もしくはデジタル・オーディオインターフェイス装置を輸入し、製造し、もしくは販売することを禁止している。
- (5) 改正法は、有線・無線のインタラクティブ送信を自動公衆送信という名称で定義し(著作権法2条9の4)、またサーバー入力時点で作者の公衆送信権が働く送信可能化権を創設した(同法2条9の5、23条、63条5項、92条の2)。
- (6) ここで「流通適性」という表現を用いたのは、ビジネスとして著作物が取引される適性ということを意味している。したがって、かかる技術的措置なしにデジタル著作物は自由に流通できることはいうまでもない。信頼できる契約当事者間であれば裸のデジタル著作物を有償の取引することもできる。しかしサイバースペースにおいてこうした有償の取引はリスクが大きすぎるのであり、ビジネスとして保証の限りではない。デジタル著作物が技術的措置を伴うことでビジネスとして取引適性をもつと見ることができ。
- (7) もちろん電子取引はインターネットに限定されるものではなく、イントラネット等でも活躍する。
- (8) 例えば、<http://info.ic.gc.ca/G7/theme-reports/theme-10.html> ; 現在までの諸成果については、<http://>

- www.ispo.cec.be/ecommerce/g7achiev.htm # The future of the G7PProject : <http://itl.irv.uit.no/trade-law/nav/electronic.commerce.html> 等参照。
- (9) その内容については、<http://www.ipso.cec.be/ecommerce/bonn.html>
- (10) "any form of business transaction in which the parties interact electronically rather than by physical exchanges or direct physical contact.", EC-An Introduction in www.ispo.cec.be/ecommerce/introduc.htm #。
- (11) 契約の現実類型については、拙著『債権各論 [第2版] 民法講要IV』1995、197頁以下参照。
- (12) 注(8)引用の資料の他、UNCITRAL MODEL LAW on Electronic Commerce (1996) in : <http://itl.irv.uit.no/trade-law/doc/UN.Electronic.Commerce.Model.Law.1996.html> が重要。国内では「法務省・電子取引法制に関する研究会」『電子取引法制に関する研究会中間報告書』(平9年3月21日) ; 通産省『エレクトロニック・コマース推進事業 (通産省における電子取引の推進について)』(平7年12月15日) ; 「通産省・電子商取引環境整備研究会」『電子商取引に関する検討課題について (中間報告)』(平8年4月) ; 「通産省・電子商取引環境整備研究会」『中間論点整理報告書』(平9年11月) 等。
- (13) この問題についての文献は多数に上るが、インターネットから入手できるものとして、T. Hoeren, Long term solutions for copyright and multimedia products in : <http://www2.echo.lu/legal/en/hoer.html> ; International Institute for Electronic Library Research, Electronic Reserve Copyright Management System (ERCOMS) in : <http://ford.mk.dmu.ac.uk/Projects/ERCOMS> ; B. Tuck, Electronic Copyright Management Systems Final report of a scoping study for eLib, July 1996 in : <http://www.ebu.ac.uk/lite/copyright/ecms.html> 等が参考になる。
- (14) コピー・マートについて拙著『技術革新と知的財産法制』(有斐閣, 1992) 201-222頁 ; Kitagawa, "Copyright Clearance or Copy Sale-A Thought on the Problem of "Mass Right"-, AIPPI Journal International Edition (14-4) pp.207-215 (1989) ; UFITA Archiv fuer Urheber-Film-Funk-und Theaterrecht, Bd.117, pp.57-69 (1991) ; Kitagawa, "Copymart : A new concept-An application of (o) Digital Technology to the Collective Management of Copy right, WIPO Worldwide Symposium pp.139-147 (1993) ; Kitagawa, "Computer, Digital Technology and Copyright," WIPO Worldwide Symposium pp.115-130 (1994) ; Kitagawa, "Copyright Usage Tracking Technologies," IFFRO Symposium : Copyright in the Asia Pacific Region : Reprography and Digital Copyings, pp.184-198 (1995) ; 拙著『著作権市場論』NIKKEI ELECTRONICS BOOKS pp.105-113 (1995) ; 拙稿「近未来の法モデルについて」法学論叢 136巻 4・5・6号, pp.38-74 (1995) ; Kitagawa, "Copymart . A Proposal for a Copyright Market Based on Contract," UFITA Archiv fuer Urheber-Film-Funk-und Theaterrecht, Bd. 132. pp. 77-91 (1996) ; 拙稿「合意システムとしての著作権市場」北川編『知的財産法制』(1992) 169-192頁 (1992) ; 拙稿「電子著作権管理システムとコピー・マート」情報処理38巻 8号 (1997) 663-668頁。
- (15) コンピュータによる情報処理と通信システムが融合した情報ネットワークによって構築された社会システムを総称してコンピュータ・システムというとする。システム契約はコンピュータ・システムと結合している契約のことである。システム契約40頁以下。システム契約は、第一に通信関係を核とする VAN システム、第二に種々の取引関係 (コピー・マートでは著作権取引) の流れを一つのシステムに統合した取引システムである。北川晋太郎編『コンピュータ・システムと取引法』(1987) 36, 40, 40-41頁。
- (16) これはコピー・マートの応用課題であるが、考えられる事例については、注(14)参照。